

# 平成29年度事業計画について

## 1 基本理念

「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ

※第4次・第5次久留米市地域福祉活動計画の基本理念

## 2 基本目標

- (1) 心 ～ 地域意識をつくる（地域福祉に関する意識啓発と情報の共有）
- (2) 実 ～ サービスをつくる（福祉サービスと相談体制の充実）
- (3) 人 ～ 地域で活躍する人材をつくる（地域活動への参加と人材育成）
- (4) 場 ～ 活動の場をつくる（交流の場の確保とバリアフリー化の推進）
- (5) 和 ～ 支え合いの仕組みをつくる（地域での支え合いと連携の仕組みづくり）

※第4次・第5次久留米市地域福祉活動計画の基本目標

## 3 基本方針

平成29年4月施行となる改正社会福祉法では、社会福祉協議会に対して地域福祉を推進する協議体としての役割の強化を求めています。

また、平成28年7月に厚生労働省では「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を設置し、一人ひとりの生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが始まりました。

社協としてもこれらの動向を注視しながら、横断的・包括的な相談支援体制の構築や、住民に身近な地域で支え合う仕組みの再構築など、地域福祉のさらなる推進に取り組むことが期待されています。

このような中、久留米市においても、高齢化率が25%を超えるなど少子高齢化が進行しており、生活形態の変化等による社会的孤立や経済的困窮に起因する生活課題は、地域福祉の大きな課題となっています。

本会では、これらの複合的・重層的な課題に対応し、地域で安心して暮らし続けるための切れ目のない支援や、支え合いの仕組みづくりを進め、『「こころ」あふれる支

え合いのまち くるめ』の実現のために、次の方針に基づき取り組みを進めます。

- (1) それぞれの地域の実情に応じた福祉活動やネットワークづくりなど、「地域共生社会」の実現に向けた支え合いの仕組みづくりを推進します。
- (2) 普段の日常生活を維持できるよう生活支援機能や福祉相談窓口機能の充実に努めます。
- (3) 将来の福祉を担う世代に対する福祉教育の充実やボランティア活動の活性化を進めます。

#### 4 本年度の重点取り組みの内容

基本方針に基づき、次の8項目を本年度の重点取り組みとして進めます。

##### (1) 地域福祉活動、ネットワーク活動の推進

- ① 市内生活圏域を基本に地域活動コーディネーターを配置することにより、校区社会福祉協議会等との連携を強化し、小地域ネットワーク活動をはじめとした地域福祉活動の発展と充実に向け支援します。
- ② 高齢者をはじめとした誰もが集える場、閉じこもり等の予防を期待できる場として、ふれあい・いきいきサロンや共生型サロンなどの普及と充実を図ります。
- ③ 校区社会福祉協議会など地域福祉の推進組織と協働し、さまざまな学習の機会等を通じて見守り訪問活動やサロン活動などの地域福祉活動を担う人材の確保と後継者育成に取り組みます。
- ④ 久留米市地域福祉計画の進捗等を見据え、本会で策定する久留米市地域福祉活動計画の今後の計画策定の在り方について協議・検討します。

また、各校区においても、「校区福祉活動計画」の策定・見直しを支援します。

##### (2) 生活支援体制整備事業の推進

- ① 平成28年度より新たに受託した生活支援体制整備事業を推進し、地域包括ケアシステムの実現に向けて、生活支援コーディネーターの増員や関係機関との連携強化を図ります。

- ② 行政、関係機関・団体との連携のもと、地域住民や元気な高齢者など多様な主体の協力を促し、校区の「支え合い推進会議（協議体）」の設置を推進し、地域における様々な生活支援を重層的に提供できる支え合いの仕組みづくりを積極的に推進します。

### （3）生活支援・相談機能の充実

- ① 地域における最も身近な相談窓口である「ふれあい福祉相談員」活動の充実を図り、平成27年度に作成した相談対応事例集の活用等により、関係機関との幅広い相談ネットワークの展開と、一人ひとりが安心して暮らせるための総合相談体制の充実に取り組みます。
- ② 日常生活自立支援事業の管轄区域が久留米市内のみとなったことから、事業利用者の個々の生活状況に応じたきめ細やかな個別支援を実施し、自立に向けた総合的支援に努めます。

また、生活福祉資金貸付事業の相談者に対しても、市の生活自立支援センターとのさらなる連携強化に努めます。

### （4）成年後見事業の推進

- ① 平成26年度より市から受託している成年後見センターの相談機能の充実と適正な運営に努めるとともに、関係機関との連携強化を図り、成年後見制度のいっそうの普及・啓発など成年後見事業を推進します。
- ② 家庭裁判所との連携を強化し、法人後見事業の適正な運営を図ります。

### （5）福祉教育の推進

福岡県社会福祉協議会が作成した「学校・地域・社協ですすめる 福祉教育プログラム集」を活用し、学校等への福祉教育プログラムの普及に努めます。

併せて、学校と地域、障害当事者等との相互理解を進める交流の場づくりを促し、優しさや慈しみといった福祉の心情を育み、ボランティア活動や地域福祉活動への

参画につながる人材育成に努めます。

#### (6) ボランティア活動の活性化

① 関係機関や団体との連携によるボランティア関係情報を収集、発信し、ボランティア活動希望者やボランティアサービスを必要とする人との相談やマッチングに努めます。

また、ボランティアの養成事業や新たな指導者の育成などボランティアセンター機能の充実に努めます。

② 生活支援体制整備事業に関連し、支援を必要とする人々を対象に、新たな生活支援ボランティアサービスの構築に向けた仕組みづくりに取り組みます。

③ ボランティア連絡協議会との連携により、登録団体のさらなる活動の充実や活性化などを促進します。

④ 災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるように、行政、関係機関及び団体等と協働し、マニュアルに基づいた定期的な訓練を実施するとともに、新たな課題等を踏まえてマニュアルの見直しに取り組みます。

#### (7) 広報啓発機能の強化

本会の運営方針や事業内容などの理解を深め、わかりやすく、活動に参加したくなる広報活動に取り組みます。

そのために、本会の広報紙である「くるめ福祉」など基本的な情報発信手段とともに、幅広い年代を想定して、ホームページ、フェイスブックやツイッターなど SNS のほか、マスコミ等のパブリシティも積極的に活用し、広報啓発の充実を図ります。

#### (8) 指定管理受託施設の運営

指定管理者である 3 施設（総合福祉会館・三潞総合福祉センター・田主丸老人福祉センター）について、福祉活動の拠点施設として円滑な運営に努めます。